

## 第 3 部

# 土地制度の変化

## 第7章

# 東部ジャワ農村の土地と労働

——パグララン村再調査から——

### はじめに

1984年から85年にかけての石油の国際市場価格の低落による石油輸出額の減少以降、インドネシアの経済成長はそれまでの年率平均6%台の高成長から3%台に減速を余儀なくされ、80年代前半に一時500ドルの大台に乗った1人当たり国民所得も、通貨ルピアの外貨交換レートの切下げの影響もあって、再び500ドル以下の水準に落ち込んだ。このように、80年代後半のインドネシア経済は、表面的には低成長の様相を呈し続けたが、いわば水面下では新しい構造変化の兆しが日増しに顕著になってきているように思われる。すなわち、86、87年ごろからの製造業製品輸出の急増と、これに連動した新しい輸出産業の台頭である。いわゆるNIEs諸国や他のASEAN諸国とは異なり、70年代から80年代初めまでのインドネシアの工業化の展開は、基本的に輸入代替工業化の域を出ないものであったが、最近数年間のそれは、繊維・衣料製造など国際市場での競争力を備えた工業の成長へとパターンを変えつつある。90年代には、この趨勢にはいっそうのはずみがつくのではないかと予測される。

他方、1970年代後半から80年代前半にかけて、食糧生産集約化計画が軌道に乗った結果、インドネシアの米生産は記録的な増産を達成し、84年にはインドネシア政府は宿願の米自給達成を宣言するに至った。しかし、85年以降

の米生産の伸びは大幅にペース・ダウンしたために、今後も米自給を維持し続けることが可能かどうか議論的になり始めるとともに、食料の消費と生産の多様化についての論議も盛んになっている。他方、従来農園企業によって担われてきた商業作物の栽培を小農中心の生産体制に移行させる目的で進められてきた「集約的小農砂糖きび作」(Tebu Rakyat Intensifikasi : TRI) 計画、「小農中核エステート」(Perkebunan Inti Rakyat : PIR) 計画<sup>1)</sup>は、ともに80年代には、従来の農園企業の直接管理による生産方式をはるかに上回る規模にまで拡大したが、その実績についてはさまざまな問題が指摘されるようにもなっている。

こうしたマクロ的経済変化の過程のもとで、村落レベルではどのような社会経済的变化が生じているのかを追跡するために、筆者は過去十数年間、東部ジャワと中部ジャワの二つの村落で、断続的な調査と観察を続けてきた。1976～77年にアジア経済研究所海外派遣員として行った最初の現地調査の成果は、『パグララン——東部ジャワ農村の富と貧困——』(アジア経済研究所、1979年)、『サワハン——「開発」体制下の中部ジャワ農村——』(同上、1980年)の2著の形ですでに刊行されている。幸い87年9月からちょうど1年間、筆者は国際文化会館社会科学国際フェローとして、ジョクジャカルタ市のガジャマダ大学農村・地域社会開発研究センターを足場に再びジャワで現地研究に携わる機会に恵まれた。この機会を利用して筆者は、87年12月から88年1月の2カ月間まず中部ジャワ(行政上はジョクジャカルタ特別区)のスリハルドノ村サワハン区を、ついで88年4月から5月の2カ月間東部ジャワ(マラン県ゴンダング郡)のパグララン村ムンタラマン区を再訪し、個別農家レベルの聞き取りを主体とする追跡調査を実施した。今回の調査は、76～77年のそれに比べて投入時間が限られており、調査項目の数も思い切って制限せざるをえなかったが、それでも、この調査を通じて、過去11～12年間の村落レベルの社会経済の変容の諸側面を浮かび上がらせるのに必要なかなりの量のデータを収集することができた。個別農家世帯のレベルにまで及ぶその本格的分析は別の機会をまつこととするが、とりあえず本章では、二つの村落のうち、

東部ジャワのパグララン村ムンタラマン区について、土地所有、小作関係、農業労働慣行などの項目を中心に、これまで集計しえた範囲内で、予備的報告を試みたい。

## 第1節 調査村の概要と調査の方法

調査村の概況については、前掲拙著『パグララン——東部ジャワ農村の富と貧困——』に詳述してあるので、ここでは必要最低限の要約を記すにとどめる。

パグララン村ムンタラマン区は、東ジャワ州マラン (Malang) 県ゴンダングルギ (Gondanglegi) 郡に属する、ブランタス川 (Kali Brantas) 上流域盆地の一村落である。ゴンダングルギ郡一帯は、歴史的には比較的開発の新しい農村地域であり、およそ18～19世紀に開かれた村々が多いことが、現地に残されている種々の伝承や、ジャカルタの国立公文書館などに残されている断片的な地方史料などから推定される。

同じ東部ジャワでも、もっと歴史の古いブランタス川下流域やジャワ海沿岸地方では、1830年以降の強制栽培制度の時代にすでに多くの製糖工場が設立され、砂糖きび生産が広範に導入されたが、この地域では華人系資本によりいくつかの製糖工場が建設された19世紀末以降、ようやく砂糖きび生産が盛んになった。この地域の砂糖きび生産の特徴は、植民地時代からすでに、いわゆる小農生産(当時のオランダ語の表現ではbevolkings-suikerrietcultuur)の形態が主流を占めたことである。この地域の小農砂糖きび生産は、当初蔗苗生産の分野から始まったが、やがて製糖原料としての砂糖きび生産全体に波及した。この形態は、製糖工場が国営企業の管轄に移された独立後も維持され、1970～80年代に上記のTRI計画による改革がジャワの糖業地帯各地に適用された際も、この地域の小農生産方式はモデル的事例とされた。

こうした歴史的背景のために、調査村においても古くから農民たち自身の

経営による砂糖きびの商業的生産が行われてきた。現在のTRIのシステムのもとでは、生産された砂糖きびは近隣のクレベット・バル (Krebet Baru) 製糖工場に供給され、工場で製造された砂糖の価額の一定割合が報酬として砂糖きび生産者に支払われる方法(分糖法)がとられている。ゴンダングギ郡には水田のほかにかなり多くの畑(tegal)があり、畑地における砂糖きび生産が重要な役割を果たしているが、調査村の場合は、水田における米と砂糖きびの輪作が主要な生産の形態をなしている。ただし、輪作のパターンは、同じ村のなかでも耕地の状況によって多様であり、株出し法による砂糖きびの連作や、米のほかにトウモロコシを交えた輪作もごく普通に行われている。商品作物としての砂糖きびと、自給作物としての米とトウモロコシがこの村の主要耕地作物であるが、それ以外に、屋敷地(pekarangan)におけるサラカヤシ (salak) の生産と出荷も盛んである。

すでに前著で詳しく論じたように、この村の農地の所有状況には相当尖鋭な階層格差がみられ、一方には耕地所有規模20ヘクタールを超える地主的富農がいる反面、全く耕地を所有しない世帯も4割近く存在することが、1976～77年の調査で明らかになった。一般に、富農層の所有する耕地では、賃労働雇用に依存した砂糖きびの生産が行われるが、輪作方式のもとで米やトウモロコシを栽培する期間には、同じ耕地がクドカン (kedhokan) と呼ばれる一種の刈分け小作制度によって経営される。つまり、砂糖きびの商業的生産における賃労働制と、食料作物の自給的生産における刈分け小作制の結合が、この村の農業における生産関係の基本的形態である。この場合、米作期における刈分け小作農 (pengedhok) は、砂糖きび生産期には、賃労働者として同一圃場での労働に従事するのが通例であった。今回の再調査のポイントの一つは、この農地所有状況と生産関係における変化の有無を追跡することであった。

さてつぎに、調査の方法について一言しておく。1976～77年の調査では、70世帯の調査対象世帯を無作為抽出し、各戸を訪問して質問表を用いた面接調査を行った。今回の調査でもこの方法を踏襲し、ほぼ同数の75世帯から聞

取り調査を実施した。個別世帯レベルに至る変化の追跡が主要目的であるから、前回の調査対象世帯をこの75世帯のなかに含めるよう努力したことは無論である。しかし約12年の間に、上記70世帯のうち3世帯は、村外に転出したために消滅し、また別の1世帯はある事情からどうしても面接不可能であった。このため、実際に再訪問し話を聞くことができたのは66世帯にとどまった。これらのなかには前回調査時の世帯主が死亡し代替わりしたものも含まれるが、家屋の位置が他の屋敷地区画に移転したものは一つも認められず、土地所有と農家経営の単位としてはいずれも継続性が確認された。ただし、1世帯については、前世帯主の死亡(1979年)後に所有地が別世帯を構成する2人の男子に分割された。この前所帯主とは、前著で「パグララン村の王者」として記述した最大規模(耕地26ヘクタール)の土地所有者アリミン氏(仮名)である。2人の相続人のうち1人は同じアリミン氏が所有していた別家屋に居住し、今回の調査でも懇切に聞き取りに応じてもらえたが、もう1人は調査期間中家族全員が不在(隣村に滞在)でとうとう会う機会をもつことができなかった。このため、土地所有や農業経営の変化に関する以下の数量的比較においてはこの1世帯は除外し、残り65世帯について前回調査のデータとの比較を試みる。以下、この報告では、この65世帯を「同一世帯」と呼んでその他の調査世帯から区別することにする。

今回の調査は、簡単な予備調査によって質問表をプリテストにかけた後、前回同様、パグララン村村長宅(今回はムントラマン区内だったが、数年前に隣のクラジャン区に新築、移転)に期間中泊まり込んで行った。調査には、ガジャマダ大学経済学部の学生2名が助手として同行し、聞き取り作業を分担して行った。

## 第2節 人口と農業外就業構造の変化

第1表に、1976年と88年に、いずれもパグララン村役場で得た全村および

ムンタラマン区の人口統計の数値を掲げる。このデータによるかぎりでは、次のことが結論される。

第1に、村 (desa) のレベルでも区 (dusun) のレベルでも、過去12年間に世帯主の数は急速に増加した (村レベルでは23%、区レベルでは45%増) が、人口の増加はそれほどでもなかった (村レベルで6.7%、区レベルではわずか1.6%増)。もしこのデータに誤りがないとすれば1世帯当たりの平均家族員数は、パグララン村全体では4.48人から3.88人へ、またムンタラマン区では5.17人から3.62人へと激減したことになる。しかし、こうしたドラスティックな変化がわずか12年の間に生じたというのは、常識的にみて考えられないことである。おそらく、第1表に引用した村役場の統計数字のうち、1988年の世帯主数は、なんらかの理由で過大評価になっているものとみるべきであろう。

他方、第1表のデータから年平均人口増加率を計算すると、村全体では0.54%、ムンタラマン区については0.13%という値が得られる。これはあまりに小さいように感じられるので、上記の村役場の人口データを鵜呑みにしてよいかどうかは、やはり疑問が残る。しかし、その点をかなり割り引いて考えるとしても、最近12年間の村の人口増加率がさほど高いものではなかった可能性は大きい。これはおそらく、出生率の低下 (さしあたりこのことを証明するデータは提示できないが) のほかに、村外への人口転出の増加によるものと思われる。この点については、次節でもう少し検討を加えることにしよう。

第1表 世帯主数と人口

(単位：人)

項 目	1976	1988
パグララン村		
世帯主数	1,160	1,427
人 口	5,194	5,541
ムンタラマン区		
世帯主数	253	367
人 口	1,309	1,330

(出所) パグララン村役場。

第2表 面接世帯の人口と農業外就業者数

(単位：人)

項 目	全 面 接 世 帯		同 一 世 帯	
	1976(n=70)	1988(n=75)	1976(n=65)	1988(n=65)
人 口	386	407	356	350
男	196	212	178	183
女	190	195	178	167
農業外就業者数	51	67	48	53
公 務 員 等	10	28	9	20
商 業	27	15	25	14
そ の 他	14	24	14	19

(出所) 筆者聞き取り調査による。

さてつぎに第2表は、いずれも聞き取り調査の結果に基づいて、前回と今回の調査における調査世帯の人口数と、農業外部部門に就業機会をもつ労働力の数を比較計上したものである。第1表の村役場の統計とは異なり、このデータからは、平均世帯員数の大幅減少といった事態は検出されない。反面、農業外部部門の労働力数はかなり増加した。これは、主として村に居住する公務員(国営企業職員を含む)の激増の結果である。しかも、1988年の公務員28名のうち、実に19名までが学校教員によって占められている点が印象的であった。初等中等教育における就学人口の急増→学校の増設→教員の増加、という現象は、インドネシア全体に共通するものであるが、それはこの村の就業構造の変化にも大きな影響を及ぼしている。一方、同じ農業外部部門でも、商業従事者の数は大きく減っている。これはおそらく、農家の主婦の副業としての小商い(bakul)の減少によるものと思われる。詳しい検討は別の機会に譲りたいが、農業収入の増加が中層農家の主婦のこれらの副業からの撤収をもたらした可能性は高い。



### 第3節 労働力移動

村外への労働力転出の実態を把握するために、今回も前回同様、次の2種類のデータを聞き取り調査によって収集した。第1は、すべての調査世帯の世帯主の子供のうち、パグララン村以外の土地に居住する者の人数、居住地と職種である。第2に、世帯主がパグララン村出身の場合にはその兄弟姉妹について、世帯主は村外の出身でもその配偶者がパグララン村出身の場合にはその兄弟姉妹について、やはり村外の土地に居住する者の人数、居住地と職種を調査した。

上記の基準により、まず第3表は、世帯主の子供の村外転出状況を前回と今回の双方について示したものである。データ整理がまだ完了していないので、この表では同一世帯(65戸)どうしの比較は行っておらず、全調査世帯についての数値のみが掲げられている。しかし、とりあえずの比較材料としては、この2組のデータだけでも十分であろう。両者の比較からは、次のことが理解される。

- (1) 村外に転出した子供の数は、12年間に激増した。とりわけ目立つのは、

第3表 世帯主の子供の村外移住<sup>1)</sup>

移 住 先	職 業 種 類	1976 (n = 70)	1988 (n = 75)
ゴンダプルギ郡内	農 業	5	10
	農 業 外	3	6
	未 就 業	0	0
	合 計	8	16
ゴンダプルギ郡外	農 業	3	7
	農 業 外	3	23
	未 就 業	3	3
	合 計	9	33

(注) 1) 既婚で家事専念の女子は夫の職業に従って分類。

(出所) 筆者聞き取り調査による。

第4表 世帯主（または配偶者）の兄弟姉妹の村外移住<sup>1)</sup>

移 住 先	職 業 種 類	1976 (n = 70)	1988 (n = 75)
ゴンドルギ郡内	農 業	14	20
	業 外	1	3
	未 就 業	0	0
	合 計	15	23
ゴンドルギ郡外	農 業	23	24
	業 外	14	26
	未 就 業	0	1
	合 計	37	51

(注) 1) 既婚で家事専念の女子は夫の職業に従って分類。

(出所) 筆者聞き取り調査による。

ゴンドルギ郡外の遠方への転出の増加である。

(2) この増加をもたらした最大の要因は、郡外における農業外部門就業の増加である。

ここでは詳細を略すが、村内居住者の場合と同様、やはり増加が著しいのは公務員であった。村の側からみれば、村外の農業外部門への転出は、一定の学校教育を受け、これらの職種につく資格や能力を備えた若年労働力の供給の増加を意味している。しかし、民間の製造業部門への労働力転出は、依然きわめて少ない。そのことは、過去12年間に社会全体で生じた変化の特徴を反映するものといえよう。

つぎに第4表には、世帯主（または配偶者）の兄弟姉妹について同様のデータを示した。平均年齢の低い子供たちの場合に比べると、変化の程度は小さいにせよ、やはり類似の傾向が歴然と読み取れる。

村内居住者における非農業部門労働力の増加とこれらの村外転出傾向の増大を考え合わせると、全体として農家経済の農業外収入への依存度は上昇の傾向にあると判断してよいように思われる。

## 第4節 農地の所有と支配

第5表は、各調査世帯からの聞き取り調査で得られた耕地(地目分類上、大半は水田からなる)の所有と「支配」の状況に関するデータを加工、集計したものである。表のなかでクドカンと記載されているのは、後述のように一種の刈分け小作慣行(または収穫の一定比率部分を賃金とする特殊な農業賃労働慣行)のことである。この制度がもつ小作制(tenancy)と賃労働制(labour arrangement)との中間的性格のために、自作地と借入れ地の合計によって農家経営規模を算定するというデータ処理の方法は、必ずしも実態にそぐわない場合が出てくる。クドカン制のもとでの小作人または労働者側の土地所有者に対する経営上の自立性は、後述のようにきわめて低いからである。そこでここでは、自作地+クドカン貸付け地+賃借(sewa)地の合計面積をその農家の農地「支配」規模と定義することによって、分析上の概念用具として用いることにする。

さて、第5表のデータからは、以下の2点が読み取れる。

- (1) 1世帯当たりの農地面積は、所有規模においても支配規模においても、この12年間にかなり減少した。これはおそらく、ムンタラマン区全体で

第5表 面接世帯の所有または耕作する農地の合計面積

(単位：アール)

分 類	全 面 接 世 帯		同 一 世 帯	
	1976(n=70)	1988(n=75)	1976(n=65)	1988(n=65)
自有地 (1)自作地	2,542	2,174	1,242	1,312
(2)クドカン貸し	3,550	1,242	1,625	988
(3)賃貸地	180	454	180	422
他家所有地 (4)クドカン借り	522	182	522	149
(5)賃借地	919	570	699	319
自 有 地 計 (1)+(2)+(3)	6,272	3,794	3,047	2,686
「支配」地 計 (1)+(2)+(5)	7,011	3,945	3,566	2,619

(出所) 筆者聞き取り調査による。

第6表 農地所有面積別面接世帯分類

所有地積 面 (アール)	全 面 接 世 帯				同 一 世 帯			
	1976 (n=70)		1988 (n=75)		1976 (n=65)		1988 (n=65)	
	世帯数	所有地計 (アール)	世帯数	所有地計 (アール)	世帯数	所有地計 (アール)	世帯数	所有地計 (アール)
500～	2	3,174	1	560	1	574	1	560
200～499	5	1,300	3	935	3	700	1	250
100～199	5	557	9	1,188	5	557	7	908
60～99	8	607	5	372	8	607	5	372
40～59	4	187	5	240	4	187	4	200
20～39	11	302	12	337	10	277	11	311
～19	10	145	9	103	10	145	7	86
所有地なし	25	0	31	0	24	0	29	0
合 計	70	6,272	75	3,794	65	3,047	65	2,686

(出所) 筆者聞き取り調査による。

の農家世帯数の増大と、相続などによる新設世帯への土地分与の増加によるものと思われる。

(2) クドカン制による貸借地の面積は著しく減少した。これはおそらく、今回の調査が行われた1988年における砂糖きび作付面積が平年よりも増加したためと考えられる。すでに述べたように、砂糖きび作付け期には土地所有者は賃労働雇用によってこれを直営するのが普通であり、クドカン制は稲またはその他の自給作物 (palawija)、とくにトウモロコシの生産にしか適用されないからである。

つぎに第6表は、農地所有規模別に調査世帯を階層区分したものである。すでに述べたように、以前からこの村における農地所有における階層分化の程度はきわめて高かった。最近12年間の変化はどうであろうか。全調査世帯 (1976年70戸, 88年75戸) についてみると、5ヘクタール以上の最上層が2世帯から1世帯に減り、この層への土地所有の極端な集中が後退した。これは、やはりすでに説明したように、「パグラランの王者」アリミン氏が死去し、そ

の土地資産が遺族の間で分割されたためである。故アリミン氏の土地資産分割の様子と意義については別の機会に論じることにして、ここでは厳密に比較可能な同一世帯65戸に限って76年と88年の調査結果を比較しよう。

まず耕地をもつ層についてみると、2～5ヘクタールの比較的上層と1ヘクタール未満の零細層の世帯数と合計所有面積がかなり後退した反面、1～2ヘクタールの中間層が増大した。もっともサンプルの数がきわめて少ないので、この中間層の拡大を一般的現象と見なしてよいかどうかは分からない。各階層における農家数の変動はかなり大きいから、売買などによる耕地の移動はかなり頻繁に行われたと考えてよいであろう。この報告では省略するが、このことは個々の世帯レベルでのデータの比較からも結論できる。にもかかわらず、上層への所有の集中が12年間にいっそう進んだという徴候はみられないのである。しかし、耕地を所有しない土地なし世帯についてみると、その数は24世帯(37%)から29世帯(45%)に増加した。やはりサンプル数は多くないから、偶然的な要因の影響はありうるとしても、12年間に10%近い増加の事実は無視しえない。一般に土地なし世帯の数は相当に増えている、と判断するのが穏当であろう。

土地なし世帯の増加という傾向は、第7表に示した耕地の支配規模のデータをみるといっそう明瞭になる。65戸の同一世帯のうち支配地をもたない世帯の比率は、1988年には48%にまで上昇した。所有地も支配地も全くない完全な土地なし世帯の数も76年の65世帯中22世帯から、88年には26世帯へと増加した。そのうえ、これら26世帯のうち12世帯は農業外就業機会を全くもたない世帯であり、他の14世帯についてもその農業外収入はおおむね微々たるものにすぎなかった。言い換えれば、この村の土地なし世帯の大半は基本的には農業労働者世帯であり、その比率は年々増加する傾向にあるといえる。これは、先に述べた村全体についての農業外就業の増加や、後で述べる土地もちの経営農家層における農業収入の増大とは、対照的な事態といわねばならない。

第7表 農地「支配」面積別面接世帯分類

所有地積 (アール)	全面接世帯				同一世帯			
	1976 (n=70)		1988 (n=75)		1976 (n=65)		1988 (n=65)	
	世帯数	支配地計 (アール)	世帯数	支配地計 (アール)	世帯数	支配地計 (アール)	世帯数	支配地計 (アール)
500～	3	3,784	2	560	1	684	1	535
200～499	5	1,375	4	935	4	1,025	2	545
100～199	7	825	6	1,188	7	825	5	555
60～99	5	385	5	372	6	465	4	296
40～59	5	234	7	240	4	184	7	339
20～39	11	286	11	337	10	261	11	297
～19	9	122	6	103	9	122	4	51
支配地なし	25	0	34	0	24	0	31	0
合計	70	7,011	75	3,945	65	3,566	65	2,619

(出所) 筆者聞き取り調査による。

## 第5節 調査村におけるクドカン制の特徴

この村の稲作は、ふつう土地を所有する自作農か賃借農またはクドカン制のもとでの刈分け小作農 (pengedhok) のいずれかによって営まれている。クドカン以外の刈分け小作制、たとえば収穫を地主と小作の間で等分するマロ (maro) のような制度は、この村ではほとんど行われていない。この点については、12年間に変化はほとんどみられなかった。

1988年6月(乾期)の75世帯からの聞き取り調査によれば、合計21.74ヘクタールの自作地のうち、その時点で稲が作付けされていたのは4.82ヘクタールにすぎず、14.19ヘクタールには砂糖きびが、残りの2.73ヘクタールにはトウモロコシまたは果樹が植えられていた。他方、12.42ヘクタールのクドカン貸付け地の場合には、10.73ヘクタールもが稲作にあてられ、残り1.69ヘクタール

第8表 稲作のクドカン28事例における労働・費用負担

負担者	育苗	鍬耕	犁耕・ 整地	田植え	施肥	除草	稲刈り
地主	20	0	5	0	19	0	1 賃労働 (請負)
小作人 (pengedok)	6	28	19	27	9	28	23 { 1 自家労働 21 デルバン 1 賃労働(日当)
共同負担	2 <sup>1)</sup>	0	2 <sup>1)</sup>	1 <sup>2)</sup>	0	0	0
合計	28	28	26	28	28	28	24 <sup>3)</sup>

(注) 1) バロアン (地主1/2, 小作1/2)。

2) 地主側が経費の1/4を負担。

3) 他の4事例は不明。

(出所) 筆者聞き取り調査による。

にはすべてトウモロコシが作付けされていた。砂糖きびが自作地における主要作物であるのに対して、稲はクドカン制下の耕地における主要作物であるといってもよい。

この村で行われているクドカン制のもとでは、耕作者の側はほとんど例外なしに収穫の4分の1を報酬として受け取り、土地所有者の側は4分の3を手中に収めている。耕作者側には作物選択の自由はない。種籾と化学肥料、農薬類は土地所有者側がすべて提供し、地税および耕地に対して課税される村税 (swadaya と称される)、村に支払う水利費も土地所有者側の負担である。しかし、苗代作りから稲刈りまでの農作業の各段階における労働負担を耕作者と土地所有者の間でどう配分するかについては、画一的な規則はみられない。前回の調査ではこの労働配分の実態についての十分な調査を行わず、クドカン制の性格規定 (刈分け小作制とみるか特殊な賃労働契約とみるかなど) に必要なデータの裏付けが十分得られぬままであったので、今回の調査では、個々のクドカン制のケースについて多少念を入れた聞き取りを行った。その結果、各作業の労働負担の配分には、かなりのバラエティーがあることが分かった。第8表は、合計28件のクドカン制の個別事例に関する聞き取り調査の結果

を整理したものである。このデータによると、鋤による田起こし、田植え、除草の3種の作業は例外なく耕作者側の負担であるが、苗代作りと育苗、犁・馬鋤による耕起・整地、および施肥については画一的規則がない。ただし、苗代作りと育苗は種籾を提供する土地所有者側の負担となる傾向がみられ、耕起・整地は逆に耕作者側が負担する傾向が強い。さらに強調すべき点は、耕作者側が負担する作業においても、自家労働以外の賃労働が雇用されるケースがきわめて頻繁にみられることである。

これに関連して大変興味深いのは、やはり第8表に示したように、調査したクドカンの事例のほとんどすべてにおいて、耕作者側が稲の収穫労働に責任を負い、しかもそれをいわゆる共同収穫制 (communal harvesting, ジャワ語ではderepan) によって他の労働者に開放していることである。この場合に収穫労働者 (penderep) が耕作者 (pengedhok) から受け取る報酬 (bawon penderep) は、耕作者が土地所有者から歩合制により乾燥籾の形で受け取る報酬 (bawon pengedhok) のなかから、さらに一定の配分比によって控除される。この収穫労働者報酬の配分比は、耕作者の取り分の4分の1または5分の1であるから、全収穫量に対するその比率は、16分の1ないし20分の1というきわめて低率のものにすぎない。村内に土地なし世帯の数がきわめて多いことと、近隣(とくにマラン県南部の丘陵地帯)に大量の過剰労働力を抱えた低所得地域をもつことが、慣習的賃金率をこのように低い水準に固定しているものと考えられる<sup>(2)</sup>。

他方、稲の収穫用具についていえば、筆者が最初の調査を行った1976年以前に、すでにこの村ではアニアニ(収穫ナイフ)から鎌への代替が完了していた。つまり、この村の場合には、収穫用具の交替にもかかわらず共同収穫慣行が消滅せず、しかもクドカン制とも併存し続けていることになる。稲の高収量品種の導入は、確かに収穫技術の変化を随伴した。しかし、それは制度の変化に直結せず、それ以前から存在した耕作制度、労働制度と重層的に併存する形をとったことが、この村における稲作の「緑の革命」の社会的帰結であった。その理由は二つ考えられる。第1に、砂糖きびを基幹的商品作物



としてもつこの村では、稲作は土地所有者にとって営利のためにしのぎを削る場ではなく、むしろ自給食糧確保＝砂糖きび作労働力の保全のために旧来の温情的な分収慣行を維持した方が望ましいからである。第2に、耕作者や労働者の側からみても、彼らにとって接近可能な農業外雇用機会がまだきわめて限定されている現状からすれば、たとえ過酷なまでに低率であっても、旧来の慣行にしがみついていく以外に糊口をしのぐ方途はないのである。

以上の事実はまた、この村のクドカン制の性格規定についても、一つの結論を導くことを可能にする。すなわち、少なくともこの村においては、クドカンは共同収穫制（デルバン）に代わって登場した異種の労働契約制度ではなかった<sup>(9)</sup>。そればかりか、クドカン制とデルバン制の共存と結合という様式においても、また土地所有者と耕作者の側の労働負担と収穫配分の方式においても、この12年間に変化はほとんど生じなかった。後で述べる新技術の普及（トビロウカ抵抗性品種の定着と化学肥料投入の著増）による稲作生産力の上昇は、アニアニから鎌への収穫用具の交替や農村小精米所の普及といった変化をすでに経過し終えていた1970年代半ば以降は、もはや制度的枠組みや生産関係のさしたる変化を随伴せずに行進しえたのであった。

## 第6節 稲作の生産費構成

第9表、第10表は、それぞれ自作地とクドカン小作地における1ヘクタール当たりの投入財使用量、労働投入量、生産費構成と農家収入の平均値を、若干の調査事例から算出したものである。1976年の前回調査のデータと比較すると、化学肥料投入量（76年は1ヘクタール当たり約250キログラム）、稲の収量（76年は1ヘクタール当たり乾燥穀4.0～4.5トン）ともに大幅に増加したことが分かる。この化学肥料増投、増産の要因のうち最も重要なものの一つは、76年当時はなお高収量品種（HYV）による増産への阻害要因であったトビロウカ（wereng coklat）の病害が、その後の抵抗性品種の導入によってい

第9表 自作地における稲作<sup>1)</sup>

(ヘクタール当たり)

項 目	数 量	価額 (100ルピア)
投入財 種 粳	53.5キログラム	232
化学肥料	606キログラム	732
厩 肥	5,282キログラム	35
農 薬	?	194
合 計		1,193...(A)
労働 自家労働	192時間	
賃労働	1,223時間	2,101...(B)
粗生産額 <sup>2)</sup>	5,412キログラム	12,449...(C)
手取り収入 <sup>3)</sup>		9,155...(D)
(D)=(C)-(A)-(B)		
(D)/(C)		73.5%

(注) 1) 9事例から算出した平均値。

2) 乾燥粳。

3) 水利費、村税は未控除。

(出所) 筆者聞き取り調査による。

第10表 クドカン小作に出された自有地における稲作<sup>1)</sup>

(ヘクタール当たり)

項 目	数 量	価額 (100ルピア)
投入財 種 粳	50.4キログラム	188
化学肥料	489キログラム	613
農 薬	?	69
合 計		870...(A)
賃労働 (地主負担)	?	184...(B)
粗生産額 <sup>2)</sup>	6,202キログラム	14,264...(C)
地主取り分 <sup>3)</sup>	4,652キログラム	10,698...(D)
手取り収入 <sup>4)</sup>		9,644...(E)
(E)=(D)-(A)-(B)		
(E)/(C)		67.6%

(注) 1) 13事例から算出。

2) 乾燥粳。

3) 粗生産額×1/4。

4) 水利費、村税は未控除。

(出所) 筆者聞き取り調査による。

ちおう成功を取めたことであつた、といえよう。稲の単当収量は、この村では今後さらに上昇する可能性がある。というのは、88年からこの村では、政府による新手の増産計画であるスーパー・インスス(Supra Insus。InsusはIntensifikasi Khususすなわち「特別集約化」の略)計画<sup>(4)</sup>が適用されるようになり、最新の稲品種(IR-50などの)採用と化学肥料のいっそうの増投および成長促進剤の使用などの新技術の導入が図られており、すでに一部の実験圃場ではその成果が立証されつつあるからである。他面、エコロジカルな(長期間の化学肥料多投による地力の低下)、また経済的な(クレジット返済の困難)問題を引き起こすことへの憂慮の声も農民の間から聞かれるようになってきている。

ところで、第9表、第10表のデータの比較からは、自作地の投入財使用量の方が平均してクドカン小作地の場合よりも多いのとは対照的に、稲の平均単当収量はクドカン小作地の方が自作地よりも多いという事実が明らかになる。言い換えれば、クドカン小作地の生産効率は、自作地よりも高い。しかし、これはクドカン制の生産システムとしての優越性によるのではなく、おおむね地主・富農の所有のもとにあるクドカン小作地の多くが優等地からなるのに対して、零細農家の所有する自作地の方は劣等地が多く、またそれゆえにこそ少しでも多くの手取り収入を確保しようという動機から自作されている場合が多いからである、と考えた方が合理的であろう。いずれにせよ、このデータからもまた、この村の稲作における基本的生産関係はクドカン制であることが再確認される。

## 第7節 砂糖きび作における賃労働制と生産費の構成

はじめに説明したように、ゴンダング郡一帯の小農砂糖きび生産は、1970年代に旧来の製糖工場による砂糖きび作(tebu pabrik)を小農生産(tebu rakyat)に代替するという政策を政府が全国レベルで実施し始めるよりもはるか以前から行われてきた。すなわち、この地域の小農砂糖きび生産

の発端は、20世紀初めに、黄仲函(Oei Tiong Ham)財閥を含む華人系諸企業の所有するいくつかの製糖工場を中核として、この地域の砂糖産業が本格的発展を開始した時期にまで遡る。砂糖きび作がオランダ資本の製糖工場と地方行政、村落機構の双方の規制のもとに、水田における米糖輪作制(glébagan)のもとで行われてきた他の多くの糖業地帯と異なり、植民地時代のゴングルギ地域の砂糖きび作は、主に畑地(または、パグララン村におけるように、畑地に近い利用形態をとる水田)で、華人系資本の製糖工場と個別の土地保有農との提携によって行われた。そのために、この地域の砂糖きび作は、当初から農民側によって直接に担われることになったのである。この砂糖きび生産方式は、独立後にこの地域の製糖工場が華人資本の手から離れ、国営企業に移管された後も維持された。そればかりか、1950年代には、砂糖きび生産者であるこの地域の富農たちは製糖工場との提携関係をスムーズにし、なおかつ彼らの交渉力を強化する目的で、PETERMAS (Koperasi Penanam Tebu Rakyat Malang Selatan) などいくつかの協同組合を設立した。70年代末には、政府のイニシアティブにより、これらの協同組合は単一の村落ユニット協同組合(KUD: Koperasi Unit Desa)に統合された。言い換えれば、古くから地域住民自身により自発的に行われてきた小農砂糖きび作は、政府が国策として追求しつつあるTRI計画、すなわち「集約的小農砂糖きび作」の枠組みに適応させられたのである。

また、砂糖きびが畑地または畑地に近い利用形態をとる水田で生産されているために、砂糖きび生産農家は、蔗苗をそのつど新植するよりも、株出し法(tebu tunasもしくはtebu keprasanと称する)により、砂糖きびの連作回数をできるだけ増やそう(最大4回まで)とする傾向があることも、この地域の砂糖きび作の特徴の一つである。

今回の調査結果を要約した第11表のデータからも明らかなように、一般にこの村の砂糖きび生産農家は、砂糖きび生産の全過程を通じて、自家労働をほとんど用いず、もっぱら賃労働に依存している。これらの労働力は、村内や近隣の村々に大量に存在する土地なし、またはわずかな耕地しか所有しな

第11表 砂糖きび作（株出し）における労働投入<sup>1)</sup>  
 (単位：ヘクタール当たり時間)

作業種類	自家労働	賃労働
株出し (kepras)	0	378
灌水 (lep)	0	56
施肥 (mes)	0	252
除草 (bubut)	0	375
土寄せ <sup>2)</sup>	0	994
枯葉落とし (roges)	0	919
刈取り (tebang)	0	? <sup>3)</sup>
合計	0	2,975 <sup>4)</sup>

(注) 1) 8事例から算出。

2) ふつうjugar, jigrik, gacar, tutup guludと方言で呼ばれる4作業から成る。

3) 協同組合(KUD)負担のため農民には不明。

4) 刈取りの労力を含まず。

(出所) 筆者聞き取り調査による。

い貧農層によって供給されている。ここで注目されるのは、たいがいの場合、稲作期のクドカン小作農が、同じ耕地に砂糖きびが作付けされる時期には、賃労働者の一人として雇用されることである。ある富農は、筆者の質問に答えて、クドカン小作農たちの失業を避けるために、彼の所有地での砂糖きび作においては必ず彼らを雇用する習慣を守っている、と明言した。もっとも、同じ事柄も、雇われる側からみる場合には趣が異なってくる。ある貧農の表現によれば、クドカンの労働はまるで「体操」のように実利の少ないものだが、もしそれをしなければ彼は、直接に現金収入をもたらす砂糖きび作の賃労働雇用にありつけなくなってしまうだろう、とのことであつた。つまり、自給的な稲作生産における極度に小作取り分の低い刈分け制は、商品生産としての砂糖きび作における労働力過剰状況を前提として維持されている、といつてもよい。その背景にあるのは、土地なし層の堆積と、彼らにとつての農業外就業機会の狭隘という過酷な現実である。

砂糖きび作の労働者に支払われる賃金の形態には、日当(harian)と出来高賃金(borongan)の2種類がある。日当の賃金水準は、畜耕を除く稲作の賃金

第12表 砂糖きび作からの農民の収入<sup>1)</sup>  
(単位：100ルピア/ヘクタール)

		金額
支 出		
投入財	(A)	2,099
雇用労働賃金	(B)	4,141
協同組合 (KUD) からの受取り額	(C)	26,037
手取り収入	(C)-(A)-(B)	19,797

(注) 1) 14事例から算出。

(出所) 筆者聞き取り調査による。

と同じく、1日当たり1000～1400ルピアであるが、レン (leng) すなわち10平方メートル当たりの耕地面積を基準に支払われる出来高賃金の額は、作業の種類によって違っている。また、砂糖きびの収穫作業における賃金(やはり出来高制)は、生産農家ではなく協同組合 (KUD) によって支払われ、労働力の調達と作業の指揮も、村長の任命する監督 (mandor tebu) の手で行われており、農家はその詳細を関知しないのが普通である。また他の作業と異なり、村外から動員されてくる収穫労働者の数は決して少なくない。収穫と収穫後処理の過程には、多くが中・富農からなる砂糖きび生産農家は全く関与しえない。分糖法による生産者取り分の計算基準となる砂糖価格の決定においても同様である。圃場における耕作労働においては、彼らは多くの労働者を雇用する企業主であるが、砂糖産業全体のシステムのなかでは、彼らもまた製糖工場とその背後に控える国営企業の経済的支配に服する従属者にすぎない。この意味でもこの地域の農業の生産関係は、はなはだ重層的な構造をもっている。

第12表は、聞き取り調査の結果から、砂糖きび生産農家の平均収入の推計を試みたものである。この表で算出した1ヘクタール当たり手取り収入(197万9000ルピア)は、第9表、第10表に示した稲作農家の手取り収入(91万6000ルピアおよび96万4000ルピア)の2倍以上に達している。しかし、砂糖きびの生産に要する時間(最小でも12カ月)は稲作の所要期間よりもはるかに長いこと

を考慮すると、砂糖きび作の方が稲作よりも大きな収入をもたらすという結論は出せない。実際、そのような苦情を述べる農家は決して少なくない。それでも稲作よりも砂糖きび作を選ぶ農家が現に多数存在するのは、政府の側からの暗黙の耕作強制に加えて、砂糖きび作のもたらす現金収入のそれなりの魅力によると考えてよいであろう。

### むすびにかえて

以上に述べた今回の調査結果から、さしあたり導き出すことのできる事柄を要約的に示せば、次のようになる。

(1) 土地に対する人口圧力は依然上昇を続けてはいるが、この村の人口増加率にはともかく低下の兆候がみられる。村外への労働力転出は、この人口増加率低下の要因としての重要性を増しつつある。

(2) 村外転出の内訳をみると、ゴンダングリ郡外の比較的遠方への、農業外部部門の雇用を求めた移動がますます増えてきている。この傾向は、中学校以上の学校教育を終了した若年層でとくに著しい。村内居住者の場合にも、農業外部部門従事者の数は増加した。もっとも増加が目立つのは、学校の教員である。このことは、就学率の向上が村外への労働力転出の重要な押出し要因であると同時に、教育機関の増加がそれ自体かなり重要な就業機会供給要因にもなっていることを意味している。

(3) 土地の所有と支配をめぐる村民の階層分化は依然顕著であるが、1世帯当たりの平均土地所有（および支配）の規模は減少の傾向がみられる。この12年間に限っていえば、最上層における土地集中の程度が拡大する傾向はみられないが、土地なし世帯の比率はかなり増加したように思われる。したがって、中・上層の世帯における労働力の村外転出にもかかわらず、下層世帯からの低賃金農業労働力の供給は増加しており、実質農業労働賃金の水準は上昇していない。

(4) 12年間に起きた稲作の顕著な収量増加にもかかわらず、その生産関係の枠組みにはみるべき変化は生じなかった。とくに、クドカン制は稲作生産における基幹的生産関係としての地位を保持している。しかも、このシステムは、収穫以前の諸作業における日当（または半日労働単位賃金）制の賃労働雇用および収穫作業におけるデルパン制＝収穫物分配慣行と、依然共存し続けている。

(5) 砂糖きび作においても、生産者たちの協同組合がKUDに統合され、政府・国営企業側の糖業への関与の度合いが強まったことを除けば、大きな生産形態の変化はみられなかった。圃場での耕作過程における砂糖きび作の労働力調達は、依然として、日当制と出来高制を組み合わせた賃労働雇用によっている。砂糖きび作における賃労働制が、稲作におけるクドカン制と有機的に結合している点も、以前と同様である。

(6) 砂糖きび作、稲作の別を問わず、農業生産の制度的枠組みにおける変化の欠如の最大の原因は、増加しつつある土地なし層からの労働力の過剰供給であるといつてよい。学校教育を受けた若年労働力の村外へのまた農業外部部門への移動の増加にもかかわらず、それは農業労働力供給の減少をもたらすまでには至っていない。政治的要因を別として、かりにマクロ経済のレベルでの工業化の進展の結果、労働力移動がいつそう増加し、村内の労働力が稀少になるような状況が将来起きるとすれば、この村の農業の生産関係にもかなり重要な構造変化が誘発される可能性はある。しかし、現段階ではその兆候は現れていない。これは、全国レベルでのインドネシアの工業化の現在の局面とその特徴にも対応する現実のように思われる。

〔注〕 \_\_\_\_\_

- (1) TRIは、もっぱらジャワの砂糖きび生産を、またPIRは、主として外島におけるゴムなどの生産を対象とする制度改革の試みである。
- (2) 収穫以前の諸作業における1988年の農業労働賃金水準は、犁・馬鋤耕の場合には、1日当たり4000～5000ルピア、鋤耕、田植え、除草などその他の作業については、1000～1400ルピアであった。これは、名目で1976年当時の賃金水準の



4～5倍であるが、その間に米価もまた4～5倍に上昇した。したがって、実質賃金水準には大きな変化はなかったと判断される。

- (3) 前著で筆者はこの村のクドカン制を一種の分益小作制と規定したが、今回の再調査の結果からも、この規定は支持されると考えている。ただし、同じクドカンの名で呼ばれる他の地域の慣行についても、この性格規定を一般に適用しようとは考えていない。それぞれの地域における実態がまず明らかにされるべきであろう。
- (4) スーパー・インスとは、最新の高収量品種を用い、政府によるクレジット支給と技術指導に基づき、従来以上に多量の化学肥料と成長促進剤を投与する稲作生産集約化計画のことである。